

ロンドン事務所

【ウェールズ独立を掲げる民族主義政党がウェールズの政権に参画】 英国

ウェールズでは、5月3日にウェールズ議会の選挙があり、与党労働党は最大政党の地位を保ったものの、過半数の議席は獲得できず、少数与党政権を発足させていた。しかし7月7日に至り、同党とウェールズ国民党(Plaid Cymru)は、連立政権の樹立で歴史的な合意にこぎつけ、選挙以降続いていたウェールズ政界の不安定な状況によりようやく終止符が打たれることとなった。

何週間にもわたり交渉が重ねられ、労働党、ウェールズ国民党共に臨時の党大会で承認を得たことにより、ようやく合意に至った。連立政権樹立により、両党は共通の政策について合意し、議会で労働党の政策を支持することを条件に、ウェールズ議会政府で初めてウェールズ国民党の閣僚が誕生した。労働党が1997年に18年振りの総選挙での勝利を果たしてからちょうど10年目の今年は、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの3地域すべてにおいて、民族主義政党が政権に参画した年となった。

ウェールズ議会は、英国政府の進める地方分権策の一環として1999年に正式に発足した。同年5月に実施された第一回議会選挙では、労働党が過半数の議席を獲得して勝利を収め、それまで中央政府でウェールズ相を務めていたアラン・マイケル労働党議員がウェールズ議会政府の首相に就任した。しかし2000年8月、議会で内閣不信任決議案が可決されたため、マイケル首相は辞任を強いられ、同氏の長年のライバルであったロドリー・モーガン労働党議員がその後継となった。モーガン首相は、議会で労働党の政策を支持することを条件として、自由民主党を連立政権に参画させたが、2003年の第二回議会選挙後は、少数与党単独政権の道を選んだ。

2007年5月3日の選挙で、労働党が議席を大きく減らした結果、野党が反労働党の連立政権樹立について協議するという状況のもと、労働党が単独で政権運営を行うことは困難な状況となった。しかしそれでも労働党は、議会の最大政党の座は維持していたため、5月31日、内閣の規模は縮小させたものの、モーガン首相のもと、暫定的に少数与党単独政権を発足させた。

5月の選挙の後も、労働党と自由民主党の間で連立政権発足の可能性が話し合われたが、自由民主党が連立反対派と賛成派に意見が分かれたため、合意には至らなかった。続いて行われた自由民主党の臨時の党大会は、自由民主党、ウェールズ国民党、保守党の三党連立政権の樹立を承認し、ウェールズ国民党が率いる政権が実現するはずであった。しかし、自由民主党と保守党がウェールズ独立を目指すウェールズ国民党の理念を共有できないことが障害となり、ウェールズ国民党は労働党との政権協議

を目指すこととなった。

三党による交渉が決裂するまでに、ウェールズ国民党は既に労働党と連立政権樹立に向けた協議を開始しており、労働党は7月6日、ウェールズ国民党は翌7日にそれぞれ臨時の党大会で採決を行い、連立について党の合意を取り付けた。7月12日、ウェールズ国民党のエバン・ウィン・ジョーンズ党首がウェールズ議会政府の副首相に就任したが、同党からのその他の閣僚任命は、ロドリー・モーガン首相が狭心症で入院したため遅れることとなった。

ウェールズ独立を目標に掲げているものの、ウェールズ国民党は、自らを「地方分権化を支持する社会主義政党」と位置付けており、このことが、保守党や自由民主党に比べ、労働党との連立をより似つかわしくしている要素である。ウェールズの労働党は、英国の労働党の中でも概して左寄りであり、公共サービスにおける民間資金の利用は最小限に留め、国民医療保健制度（NHS）では処方箋を無料で提供するなどの方針を採っている。労働党とウェールズ国民党が署名した連立政権の政策綱領文書「一つのウェールズ（One Wales）」の主眼点は、「可能な限り早く、または現在の議会会期終了時（2011年）まで」に、スコットランド議会と同程度の権限をウェールズ議会に獲得するという点にあり、労働党は、この件に関する住民投票の実施の際は、賛成票を投じるよう訴えるキャンペーンを行うことを約束した。

2007年5月の選挙後、ウェールズ議会とウェールズ議会政府は、「2006年ウェールズ政府法（Government of Wales Act 2006）」に沿って、別々の組織として正式に分離された。これまで、ウェールズ議会とウェールズ議会政府は同一の組織だったため¹、ウェールズ議会政府の閣僚も、議会の業務にも係わることを義務付けられていた。

新たな内閣は、ウェールズ議会政府では初めて、女王から直接任命を受ける形で就任した。これにより、ウェールズ議会政府はスコットランド自治政府とほぼ同等の立場に立ち、また従来のように、イングランドと一括りにして考えられることも今後は少なくなるものと思われる。

（参考）

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/wales/6245040.stm>

【ブラウン新政権による地方自治体の役割を制度上位置づけるなどの提案】 英国

ブラウン新政権による政策の目玉と言える統治構造改革（constitutional reform）に

¹ これまでウェールズ議会政府は、ウェールズ議会に属する議会の執行委員会（Executive Committee）に過ぎず、二次的立法機能が認められているのみだった。

関する緑書「英国の統治 (Governance of Britain)」が7月3日、発表された。同書は、トニー・ブレア前首相の後任として6月末に新首相に就任したゴードン・ブラウン氏による初めての政策声明文書である。ブラウン首相が過去に演説などで言及してきた政策の多くを集大成し、過去10年間のブレア政権と比較し、新しい労働党政権による異なる取り組みを示すものとなっている。同書は、ブラウン内閣の最初の閣議で討議のたたき台となった。ロンドンおよびグラスゴー市で起きたテロ未遂事件のため、発表は当初の予定より少し遅れた。

同書の発表は、ブラウン派の主要閣僚であり、元内務相で前下院院内総務のジャック・ストロー司法相兼大法官が行った。ブラウン首相は長らく、統治構造改革の理解者として知られており、影の財務相を務めていた1992年の時点で既にこの問題に関する演説を行っている。

統治構造改革は、労働党政権にとって、費用をあまりかけずに、知的中産階級の有権者に対して抜本的な改革を行う政府であることを見せつけることができるという利点がある。これが、労働党の歴史上、恐らく最も多くの改革を実行した首相であったブレア前首相にとって、統治構造改革が魅力あるものに映った理由である。(因みに、ブレア氏は、個人的には伝統の破壊や権限の移譲に疑問を感じていたと言われる。)。緑書は、前述の通り司法相によって発表されたが、異例ではあるが、下院への提出はストロー司法相に任せず、ブラウン首相が自ら行った。(ストロー司法相はこれまで、どちらかと言えば改革懐疑派と見なされていた)。

緑書には、ブラウン首相がこれまで示唆するのみに留まっていた幾つかの提案が含まれており、首相への権力集中化を進めたブレア政権のあと、国会の説明責任を取り戻したいというブラウン首相の意向と、成文憲法制定に向けた意欲が裏付けられた。特に、現在は首相と閣僚が有している「国王の特権 (Royal Prerogative)」²の行使権を国会に移譲することを提案している点が注目されている。緑書が国会への移譲を提案している「国王の特権」には、以下の事項を行える権利が含まれている。

軍隊の海外派遣

国会の解散要請

国会の再召集要請

国際条約の批准

パスポート取得の権利に関する規則、および恩赦付与に関する規則の決定

国会が諜報機関を監視できる権利の制限

英国国教会主教の選定

裁判官の任命に対する発言権

個々の刑事裁判における検事への指示

² 本来は君主に属するが、実際には首相または閣僚が行使している権限の数々。

政府機関で働く官僚の行動規範を確立

緑書はまた、下記の事項も提案した。

公職の任命に関する議会の監視機能の強化。公職の任命に対する、広範で適切な監視機能の付与。

司法長官（Attorney General）に対する国民の信頼を保持するための司法長官の役割の見直し。

テロ対策の必要性が増す中、国会の権限と説明責任を強化し、同時に近年、俗に「ソファ政府」³と呼ばれるような非公式な手法が常套化し、適切な政策論議が行われてこなかったことに対する批判に答えるため、緑書は下記の事項を提案した。

情報・安全保障委員会（Intelligence and Security Committee）⁴の機能を最大限に活かすことを目的とした法整備を検討する。法整備が実現するまでの間、同委員会の透明性向上と同委への支援強化を図るための措置を検討する。

「国家安全保障戦略（National Security Strategy）」の策定及び発表。同文書の策定と、そこに盛り込まれた戦略の実施状況については、新設の「国家安全保障委員会（National Security Committee）」（議長は首相）が監督する。

「クイーンズ・スピーチ」⁵に先駆けて政府法案を発表し、政府法案について意見集約期間を設ける⁶。

国会への政府支出報告を簡素化。

国会は年に1度、主要な省の目標、計画に関する討議を行う。公式の統計を一般への公表に先駆けて大臣に開示するのは、公表の24時間前以降に限る。

緑書はまた、1997年以降続いている抜本的な統治構造改革を継続するため、政府は更に下記の事項を実行すべきとした。

全議員または大半の議員が直接選挙で選ばれるよう上院改革を進める。

選挙立候補者の選定に党が女性のみ最終選抜候補者名簿（shortlist）を使用できる期間を延長する⁷。

地域の住民が、より容易に公共サービス提供者の責任を問うことができるように

³ ブレア前首相は、アドバイザーなど側近を自らの執務室のソファに座らせて重要事項を決定し、閣議を軽視する傾向があったため、「ソファ政府（sofa government）」との呼び名で批判、揶揄されていた。

⁴ 諜報機関による業務の監視を行う国会議員で構成される委員会。

⁵ 毎年10月または11月に行われる国会開会式で、当該会期中に国会で審議される政府法案リストを女王が読み上げる伝統儀式。

⁶ ブラウン首相は2007年7月11日、下院で、次のクイーンズ・スピーチに含まれる政府法案を「立法プログラム草案（Draft Legislative Programme）」として発表し、緑書のこの提案を実行した。

⁷ 現在は、「2002年反性差別（選挙候補者）法（Sex Discrimination (Electoral Candidates) Act 2002）」で、女性のみ最終選抜候補者名簿の使用は2015年まで可能と規定されている。

する。

主要な決定に地域の住民を関与させることを公共団体に義務付ける。

地方自治体が地域コミュニティーに予算執行権を委ねることの利点を検証する。

総選挙、地方選挙の投票の週末実施⁸について協議する。

政府のマニフェスト(選挙公約)に沿って投票システムの見直し作業を完了させ、結果を発表する。

国会議事堂周辺で抗議運動を行う権利に関する法律を見直す。

ブラウン首相は、下院への声明で、中央政府と地方自治体の関係に関する協約の制定を検討すると述べ、最終的には英国の統治構造の中に地方自治の役割を組み込む意向を示した。政府はまた、成文憲法の枠組みの中で、英国国民の人権について明記した「権利宣言 (Bill of Rights)」の制定についても検討することになるが、これには野党の合意が必要とされる。

緑書はまた、英国社会において人々の結束が弱いことに対する懸念や、近年、市民権 (citizenship) が改めて政府の重要政策となっていることに関連して、政府が今後、下記の事項に取り組むとしている。

「英国の価値観」を記した文書を策定するための、様々な人が参加する全国規模の討論を開始する。

ゴールドスミス前司法長官と共同で、英国の市民権の見直し作業を行う。

「若者市民権委員会」を新設し、市民権教育、GCSE (一般教育証明試験)⁹での「市民権」履修修了式、投票年齢引き下げの可能性などについて検討する。

政府関連建物及び国会議事堂での英国旗掲揚に関する現行のガイダンスについて協議を行う。

なお、カトリックの王位継承を認める法改正の提案¹⁰は、王室との協議が十分でないことに対する不満の声があったため、今回は最終段階で緑書から削除された。しかし、この提案は今後、恐らく君主制改革に関する意見集約作業という形で、改めて俎上に載せられるものとみられる。背景には、王位継承許可がカトリック教会からの強い要望であり、カトリック教会は、特にスコットランド¹¹など伝統的に労働党が強い地域で、同党の支持層になっているという事実がある。

⁸ 現在は、英国で実施される選挙は全て木曜日に投票が行われることが法律で定められている。

⁹ 義務教育終了時、16歳で受ける全国統一試験。

¹⁰ 英国の君主は自動的に英国国教会の長となるため、カトリックによる王位継承は禁止されている。

¹¹ 今年5月のスコットランド自治政府選挙で、労働党は最大政党の座をスコットランド国民党に奪われている。

(参考)

<http://www.justice.gov.uk/publications/governanceofbritain.htm>

【「人種の多様化とコミュニティの結束」に関する報告書】 英国

「コミュニティの結束強化と過激主義に立ち向かうための革新的アプローチを検討すること」を目的として2006年8月に発足した「融合・結束委員会(the Commission on Integration and Cohesion)」が6月14日、「我々の未来の共有(Our Shared Future)」と題する最終報告書を発表した。同委は、政府の時限諮問機関として、ルース・ケリー・コミュニティ・地方自治相(当時)が発足させ、ロンドン・イーリング区のダラ・シン事務総長が委員長を務めた。

同委発足の背景には、2001年にイングランド北部の複数の都市で、敵対するアジア系人種間、及びアジア系住民と白人コミュニティとの間で衝突が発生し、暴動が起きたこと、2005年7月7日のロンドン同時爆破テロ以降イスラム教徒の過激化が懸念されていること、欧州連合(EU)に近年新規加盟した主に東欧諸国からの経済移民が急増していることなどがある。

同委の検討事項は次の通りであった。

- ・異なる地域に居住する異なる集団の間に対立状況を生み出し、人々の断絶と紛争を引き起こす要因を検証する。
- ・地域コミュニティの団結と融合にとって障害と考えられる問題に対する、コミュニティと行政側の克服方策を提案する。
- ・地域コミュニティ自身が過激主義思想に立ち向かうための方策を検討する。
- ・地域における問題抑止能力を形成するための取り組み、対立状態から回復できる構造を地域に根付かせるための方策を探る。

同委は、コミュニティに融合、結束がもたらされるような実用的な提言を行うため、多くの利害関係者の協力を得た。広範囲な意見集約作業が行われ、様々な組織、個人から600を超える回答が寄せられた。

報告書は、現在そして将来の課題に対して、コミュニティがより柔軟に、団結力を保持して対処できるよう、全ての地域に共通のアプローチを当てはめる現在の方針から、より高度な分析を用い、地域ごとの解決策を採用する方針へと転換する必要性を強調している。個別の地域の事情を考慮した、より地域重視のアプローチをとる点を強調しているのである。

報告書の提言は下記の通りである。

- ・ 地域の歴史と多様性を講え、異なるコミュニティの人々を一堂に会させることに焦点を当てた「コミュニティ・ウィーク」を全国で実施する。
- ・ 全国規模の「学校連携プログラム」を実施する。生徒の学校間訪問、インターネットを使った生徒同士の交流、講演会や討論会、遠足、学校間での学習プログラムなどを通じて、生徒は、地域の内外の他の生徒と会う機会を持てる。
- ・ 地域シチズンシップ (local citizenship)¹²及び地域貢献の機会と明確にリンクさせた全国規模の若者向けボランティア活動プログラムを新設する。
- ・ GCSE (一般教育証明試験)¹³で「市民権」の科目を履修した生徒に対し、修了式を実施する。
- ・ 全ての地方自治体は、管轄地域の全人口、各地区の人口構成、学校の生徒の人種や性別等の構成、地域で活動している宗教グループ等を示す地図を作成するという新たな役割を担う。
- ・ 新たな移民のコミュニティへの融合を監督し、新しい移民を迎える地方自治体を支援する新たな全国組織を創設する。
- ・ 地域の人口構成に対する大きな変化のため生じる地域に固有な問題と課題に地方自治体が対処するにあたり、コミュニティの融合、結束の分野に詳しい専門家チームが常に支援できるよう態勢を整える。
- ・ 前述した新設の全国組織は、地方自治体と協力し、新たな移民を対象とした地域の合意書または契約書を策定する。地域の合意書または契約書には、容認される行動と、容認されない行動を記し、新たな移民に対する地域の期待と責任を明記したものとなる。
- ・ 地方自治体が発行するパンフレット等の書類は常にコミュニティで話されている外国語に翻訳されるべきであるという考え方をやめる。コミュニティの融合、結束を強化するという観点で行われる場合以外は、これらの書類が翻訳される機会を減らす。
- ・ 翻訳を減らすことにより浮いた資金を、英語の授業提供に充てる。英語を話さない人々の英語力を高めることで、社会的弱者が必要な支援を受けられるようにする。

報告書はまた、融合、結束したコミュニティのあるべき姿の定義として下記の観点を掲げた。

- ・ 近隣社会、市、地域、国の未来像に対し、異なる個人、異なるコミュニティがどのように貢献できるかに関して、明確な定義と共通認識がある。

¹² 地域の住民として、コミュニティで果たすことが期待されている社会的、倫理的な責務、役割のこと。

¹³ 義務教育終了時、16歳で受ける全国統一試験。

- ・ その地域に居住することに対する個人の権利と責任が強く認識されている。その地域の居住者に人々が期待すること、そして逆に居住者が地域に期待できることに対する認識がある。
- ・ 異なる背景を持つ人々が、人生の機会、サービスに対するアクセス、国からの扱いという点において同等の立場に立っている。
- ・ 地域の公共団体が、利害の異なる人々を仲裁するにあたり、公平にその役割を果たすこと、また公共団体の役割と機能が住民の監視にさらされていることに強い信頼が置かれている。
- ・ 地域に新しく入ってきた住民と、既にその地域と深い繋がりを持つ住民について、両者が共通する点に着目し、双方が地域に果たす貢献が強く認識されている。
- ・ 職場、学校、および地域のその他の組織で、異なる背景の人々の間に、強固で建設的な連携が築かれている。

同委のメンバーは、ロンドン大学「都市・コミュニティー研究センター」所長マイケル・キース教授、「英国宗教間ネットワーク（UK Interfaith Network）」副会長ハリエット・クラブトリー氏、「英国ヒンズー教徒フォーラム」書記長ラメシュ・カリダイ氏など 13 人で構成されていた。

（参考）

<http://www.integrationandcohesion.org.uk/>

【保守党の作業部会が市長の直接公選制と権限移譲に関し報告】 英国

サッチャー、メジャー政権下で環境相、副首相などを務めたヘーゼルタイン卿を議長とする、イングランドの都市再生¹⁴に関する保守党の作業部会が 6 月 15 日、「都市の再生： 地域におけるリーダーシップの創造（Cities Renaissance: Creating Local Leadership）」と題する報告書を発表し、地方自治について新たな展望を示した。

この作業部会は、2005 年 12 月に就任したデービッド・キャメロン保守党党首が、2006 年 3 月に立ち上げた。目的は、保守党の近代化を目指すキャメロン党首の方針に沿って党の政策を見直し、保守党に属さない専門家にもアドバイスを求めるなどして、党の枠を越えて支持を拡大することであった。キャメロン保守党党首はまた同時期に、「経済競争力」「世界の貧困」「国家の安全保障」「生活の質」「公共サービス」「社会正義」をテーマにした 6 つの政策策定委員会も設置している。

報告書の内容は、キャメロン党首とキャロライン・スペルマン影のコミュニティー・地方自治相の双方の承認を得ており、保守党の政策に組み込まれるものとみられる。

¹⁴ ここで言う「都市」とは、一層制の自治体であるユニタリー（Unitary）と大都市圏ディストリクト（Metropolitan District）を指す。

同党の影の内閣は今後、同報告書の検討を行う。

保守党は現在、イングランド北部においては、いずれの大都市でも第一党となっておらず、市議会議員を一人も送り込めていない主要都市すら幾つかある。このため、これら都市での直接公選首長制度導入は、保守党にとって、議会議員の選挙に代わる権力掌握の方法と見なされている。

報告書の主要な提言は下記の通りである。

- 直接公選首長を長とする「都市政府 (city government)」の概念の創出。警察、消防、交通、福祉に関する既存の権限を都市政府へ移譲する。
- バーミンガム市、リバプール市、マンチェスター市、ニューカッスル市の4市を再編成し、各市と近隣の自治体を含む都市圏をカバーする新たな広域自治体を創設する。
- 「1988年地域開発公社法 (Regional Development Agencies Act 1998)」の施行以後、中央政府の出先機関である地域政府組織に付与されている権限と財源、さらに「学習・職業技術委員会 (Learning and Skills Councils)」に付与されている権限と財源を都市政府へ移譲する。
- 都市政府に対し、公開市場から資金を調達し、地方債を発行できるためのより大きな自由度を与えると共に、新規建築物からビジネスレイト¹⁵を徴収できる権限を付与する。
- 中央政府が地方自治体に求めている達成目標、特定目的補助金 (ring-fenced grants)¹⁶、及び業績に基づいた自治体の評価制度を廃止し、リーダーシップの強化と直接公選首長制度の導入による説明責任の強化で代替する。

ヘーゼルタイン卿は、環境大臣を務めていた1990年代初旬、初めて直接公選首長制度の導入を提唱したことで知られているが、今回の報告書発表にあたっては以下のように述べている。

「これらの大胆な提案は、1980年代、90年代の厳しい経験に基づいたものであり、現政府に対し、政府のアドバイザー自らが向けた批判の多くにこたえるものである。私は、これらの提案が、将来の保守党政権にとって価値あるものとなることを望む。これらの提案は、イングランドにおける都市の統治にとって、広範囲に亘る再生の予告となるものであると私は信じている」

作業部会のその他のメンバーは、建築家テリー・ファレル氏、副首相 (ODPM、既に廃止) の元政務次官であるメービス・マクドナルド氏、地方自治体協議会 (LGA) のサンディ・ブルース・ロックハート会長、コンサルタント会社「コミュニティー再

¹⁵ 居住用以外の資産に課せられる税金。

¹⁶ 特定事業や優先施策の補助金。教育目的補助金など。

生パートナーシップ」のアンガス・ケネディ最高責任者、トラフォード市のリーダーであるアンガス・ケネディ同市市会議員、保守党の前副幹事長（都市担当）で現在は影のコミュニティー担当相を務めるサイーダ・ワルシ氏、「ボルソール・ヒース・フォーラム」¹⁷のディック・アトキンソン理事長であった。

（参考）

http://www.conservatives.com/tile.do?def=news.story.page&obj_id=137145

http://www.conservatives.com/tile.do?def=campaigns.display.page&obj_id=131314

【新消費者情報法は「連邦が地方自治体に直接義務を課せない」との新しい連邦制度を反映】 ドイツ

7月上旬、連邦議会は消費者情報法(Verbraucherinformationsgesetz)を可決した。現在連邦大統領の批准手続きに入っているが、同法は批准が行われ次第施行される。

政府が消費者情報法を策定しようとするのは今回で2度目である。一年前にすでにほぼ同じ内容の法律が連邦議会を通過したが、連邦大統領は批准を行わなかった(2006年12月の月例報告を参照)。その理由は、2006年夏にドイツの憲法に相当する基本法が改正され、連邦制度が改革されたことにある。昨年の連邦制度改革は、第一段階の改革と呼ばれ、第2段階は現在準備中である。

第一段階の連邦制度改革により、連邦は地方自治体に直接義務を課すことができなくなった。州のみが地方自治体に新しい義務を課すことができるようになり、州はそのために適切な財源を準備することとなっている。

昨年の消費者情報法については、地方自治体を代表するドイツ都市会議(Deutscher Städtetag)、ドイツ市町村連盟(Deutscher Städte- und Gemeindebund)とドイツ郡会議(Deutscher Landkreistag)は共同で連邦大統領に提言を行い、同法を批准しないように求めた。連邦大統領がその提言を受け入れた為、結果として法律が効力を生じなかったのである。

一年後の2007年に改正された法案が漸く法律になったが、これは1992年、当時の環境相(緑の党)が行った提案に基づくものであり、その基となったのは食料品と他の製品をめぐるスキャンダルにあり、その同様のスキャンダルがその後いくつか起こっていた。最近の最も深刻なケースでは、賞味期限を過ぎた肉が食用として販売されるという非常に危険な事件があった。新しい法律では、地方自治体が食料品とその他の製品に関連した危険性について、消費者に情報公開する義務を負うこととなり、また消費者が地方自治体が持っている食料品安全関連の情報の公開を要求することができるようになる。

しかし、連邦法は枠組みだけを設定し、各州がそれぞれ州法を制定しなければなら

¹⁷ パーミンガム市内の一地域であるボルソール・ヒースの再生事業を手掛けるコミュニティー組織。

ない。そのプロセスは始まったばかりであり、法案が確定しているのは、ノルトライン・ヴェストファーレン州だけである。

連邦制度改革以来、重要な政策について、各州の間にはかなりの違いが現れている。公共の場での喫煙対策もその一例である。政策自体は共通であっても、細かいところでの運用は異なる。連邦制度改革が実施される前には、多くの人はこのような結果となるとは予測できなかった。喫煙政策についても、地方自治体からの情報公開についても、地域によって、事情が異なってくる可能性がある。

ドイツで生活する上で、また観光客にとっても、不安や混乱が起こりうるのではないかと最近メディアでも危惧されている。

(参照)

Bundesregierung Online, „Mehr Informationrechte für besseren Verbraucherschutz“;

http://www.bundesregierung.de/nn_774/Content/DE/Artikel/2007/04/2007-04-04-ve_rbraucherinformationsgesetz.html

Deutscher Landkreistag im Internet, Pressemitteilung 5.7.2007, „Landkreistag begrüßt neues Verbraucherinformationsgesetz“

<http://www.kreise.de/landkreistag/start/>

【ドイツで初めての全国規模の「全国融合計画」を採択】ドイツ

2007年7月12日、連邦首相府において、昨年の第1回サミットに引き続き第2回目の多文化共生サミットが開催された。メルケル首相をはじめ、連邦政府、州政府、地方自治体代表団体、非政府組織（NGO）、移民代表組織と教会関係者等の代表者が集い、ドイツ初めての全国規模の「全国融合計画（Nationaler Integrationsplan）」と呼ばれるプログラムが採択された。

連邦政府は2011年までに年間7.5億ユーロの財源をこの計画に当てる予定である。もちろん、その他に家族支援や教育・労働市場支援政策においても、「移民背景」を持つ人¹⁸が参加できる数多くのプログラムが存在するが、この7.5億ユーロはそれらとは別の財源となる。

この新しい全国融合計画の重要な政策分野は以下の通りである。

2005年から存在する「融合講座」の延長と拡大。現在、一つの講座は600時間のドイツ語の授業とドイツの生活と文化についての授業から構成されているが、これ

¹⁸ ドイツでは、「外国人」つまり外国の国籍を持つ人だけを指す言葉ではなく、移民背景を持つ人（Menschen mit Migrationshintergrund）という表現を統計上や政策上で使うようになった。この表現は、ドイツで生まれたが、両親のうち少なくとも一人がドイツへの移民であったり、ロシアや東ヨーロッパ出身だが、ドイツの国籍を持つ人々などが含まれる。この数え方では、いくつかの都市では移民背景を持つ人口の割合は約30%に達している。

を 900 時間に延長する予定。「融合講座」は一部の人にとっては義務となっているが、自発的に参加する人もいる。

子供と青年に対するドイツ語教育の強化。特に幼稚園や保育園などで就学前の児童を対象とするプログラムの拡大。

「移民背景」を持っている青年の中で学業を中断する人々の割合を減少させる。そのため、学業を中断した青年を再び教育環境に戻すパイロット事業を発足させる。2010 年までに、2 重制度（マイスター制度とも呼ばれる）、すなわち学校での教育と実務研修を両方含む教育制度において、「移民背景」を持つ人のために生徒受け入れ数を 1 万にまで増やす体制を実現する。この目標を達成するために、連邦政府、経済・商工会議所、2 カ国間経済を支援するさまざまな組織の協力が必要とされている。また、その教育を受けるために存在する教育支援手当へのアクセスを簡素化する施策も含まれる。

「移民背景」を持っている女性・少女への支援策を強化する。特に強制結婚と家庭内暴力への対策につなげる必要があり、一つの政策としてはインターネットを活用するカウンセリング制度の確立が例としてあげられている。

子供と青年を特に教育面でサポートする支援者制度を全国的に確立する。すでに存在する事業を全国的なネットワークに統合する。

スポーツ活動を融合政策の一つとして特に支援する。

地方自治体を代表する 3 団体（ドイツ都市会議、ドイツ市町村連盟、ドイツ郡会議）は共同声明を発表し、この全国融合計画に含まれている政策の多くはすでに自治体で実現されているアプローチであり、全国規模としての計画を歓迎すると述べる共に、同 3 団体に所属する自治体と関係者に対して、次のような数項目の勧告を行った。

融合政策は、地方自治体のレベルで、優先課題としてハイレベルで戦略的かつ分野を超える政策として取り組むべきである。

地方自治体は、融合のための事業を行っているネットワークを支持し、適宜指導的な役割を果たし、またはさまざまな事業を調整する役割を負うべきである。

地方自治体の雇用における融合政策の 1 つとして、「移民背景」を持つ職員の雇用に励むべきである。

地方自治体レベルで存在する教育コースなどを連邦や州、または他の組織が提供するものと調整する必要がある。

特に都市に存在する問題を抱えている区や地域については、近隣地区での「移民背景」を持つ人の生活支援や文化的背景の異なるグループのコミュニケーションを促進することを目的とする先進事例や他の小規模な融合政策から学び、連邦や EU がそのために準備する財源を有効に使うべきである。

「移民背景」を持つ人がどの程度地元の経済に貢献するかという点、更にこの分野の可能性を地元の経済関係者に周知し、「移民背景」を持つ人が属する産業を支援する必要がある。

地方自治体は、引き続き外国人嫌悪と外国人差別に対抗し、地元の多文化共生や寛容性を促進するネットワークを支持すべきである。

多文化共生サミットと全国融合計画の採択の直前に、新しい移民法 (Zuwanderungsgesetz) が連邦議会で議決された。その中で最も議論を呼んだ事項は、ドイツへ移民できる既婚者の最低年齢を 18 歳に引き上げたことである。これは、強制結婚や偽装結婚を防ぐための条項である。また、ドイツへ移住するためには最低限のドイツ語能力を要求する条項が含まれている。この政策はオランダが最近実施している政策から学んだものである。これに対して、特にトルコ系の移民団体は、この二つの条項を批判しているが、政府としては、この政策も融合を支援する政策であり、法律の策定に当っては十分関係団体と協議した結果であると強調している。

(参照)

Die Bundesregierung im Internet, Pressemitteilung 11.7.2007, „Für mehr Integration: Sprache fördern, Bildung verbessern“;

http://www.bundesregierung.de/nn_1264/Content/DE/Artikel/2007/07/2007-07-11-nationaler-integrationsplan.html

Deutscher Landkreistag im Internet, Pressemitteilung 11.7.2007, „Duppre: ‚Integrationsgipfel ist zum Erfolg verpflichtet!‘“;

<http://www.kreise.de/landkreistag/auswahl-presse.htm>

Deutscher Städte- und Gemeindebund im Internet, Pressemeldung 11.7.2007, „DStGB zum Integrationsgipfel: Kommunen fördern seit langem Integrationsprozeß“;

http://www.dstgb.de/index_inhalt/homepage/index.phtml

Deutscher Städte- und Gemeindebund im Internet, Bundesvereinigung der kommunalen Spitzenverbände, Mitteilung zum Nationalen Integrationsplan;

http://www.dstgb.de/index_inhalt/homepage/artikel/inhalt/brennpunkte/integratio n/bv_beitrag_zum_nip.pdf

Die Bundesregierung im Internet, Pressemitteilung 11.7.2007, „Für mehr I